

特定災害防止準備金(維持管理積立金)制度の
税務手続きに関する手引き

令和2年12月

公益社団法人全国産業資源循環連合会

【 はじめに 】

本手引きについては、令和2年度環境省請負業務を受託した公益社団法人全国産業資源循環連合会により作成されたものである。

【 目 次 】

<税制特例措置について>

I. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の税制特例措置	2
1. 税制上の特例措置の概要	2
2. 税制上の特例措置の内容	2
3. 対象税目	2
II. 法人	2
1. 積み立て	2
2. 取り崩し(取り戻し)	6
III. 個人(個人事業者)	7
1. 積み立て	7
2. 取り崩し(取り戻し)	7
IV. (参考) ウェブサイトリンク	8
【 参考資料 】	9
<最終処分場に係る維持管理積立金制度について>	10
<資料編>	15

<税制特例措置について>

I. 特定廃棄物最終処分場における維持管理積立金の損金算入等の税制特例措置

1. 税制上の特例措置の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項又は第15条第1項の規定に基づき、最終処分場の設置者が、一定期間、これに要する費用を維持管理積立金として、埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておくことが義務づけられております。

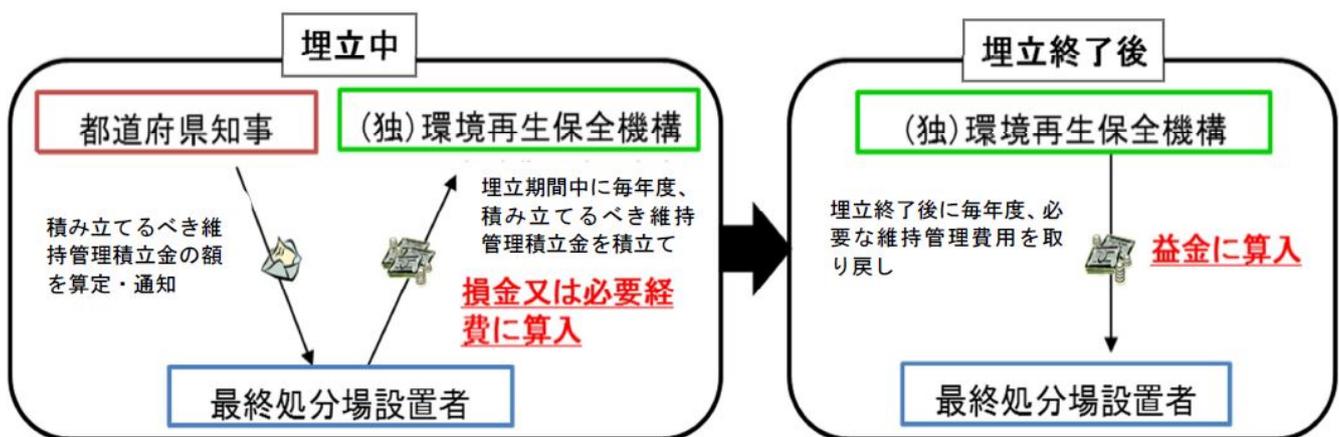
この特定廃棄物最終処分場(※1)に係る事業の確実な実施を図るため、最終処分場の設置者が積立てを行った場合には、租税特別措置法第20条、第56条及び第68条の46(以下「措置法」という。)の規定に基づき、一定の要件のもとで、その積立額について特定災害防止準備金(※2)として損金算入又は必要経費算入することができる税制上の特例措置があります。

※1. 『**特定廃棄物最終処分場**』とは、国又は地方公共団体以外が設置する「一般廃棄物最終処分場」「管理型産業廃棄物最終処分場」および「安定型産業廃棄物最終処分場」をいう。(P.10 III. 対象処分場を参照)

※2. 『**特定災害防止準備金**』とは、独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち損金経理または剰余金の処分をした金額をいう。

2. 税制上の特例措置の内容

この特例措置は、青色申告書を提出する法人又は個人を対象としており、その法人又は個人が積立金を積み立てた金額について、一定の条件のもとに優遇措置が受けられるとともに、その後に積立金を取り崩した場合などの取り扱いについて定められています。



3. 対象税目

法人税、所得税、地方法人税、個人住民税、法人住民税、事業税

II. 法人

1. 積み立て

① 損金算入

青色申告書を提出する法人のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けたものが、平成10年6月17日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む各事業年度において、「特定廃棄物最終処分場」の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その事業年度において「独立行政法人環境再生保全機構」に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、同機構が通知する額の60/100に相当する金額以下の金額について、損金経理の方法により「特定災害防止準備金」として積み立てたとき、又はその事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。(措置法56条①)

なお、連結親法人又は連結子法人の連結事業年度についても、同様の規定がある。(措置法68条の46)

② 特例措置の適用を受けられない法人

下記のいずれかに該当する場合には、特例措置の適用を受けられないので留意する必要があります。
(措置法56条①⑥)

- (1) この適用を受けようとする確定申告書等に損金算入に関する申告の記載やその計算に関する明細書の添付をしなかった場合
- (2) 白色申告書を提出する法人
- (3) 解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度
- (4) 合併（適格合併を除く）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場

③ 手続要件（規定）

この特例措置は、適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、その積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、その確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用できます。
(添付する明細書については、【記載例1】【記載例2】を参照) (措置法56条⑥)

< 補 足 >

① 税制改正について

令和2年度税制改正により積立限度額が「100%」→「60%」に変更されました。

法人税については「令和2年4月1日以後に開始する事業年度分」から適用となります。(図表を参照)

(図表) 令和2年度税制改正の適用開始の時期(「1年決算」&「各月末決算」の場合)

	令和元年		令和2年												令和3年				
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1月決算	旧制度(積立限度額100%)		旧制度(積立限度額100%)												新制度(積立限度額60%)				
2月決算	旧制度(積立限度額100%)		旧制度(積立限度額100%)												新制度(積立限度額60%)				
3月決算 具体例①	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
4月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
5月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
6月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
7月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
8月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
9月決算 具体例②	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
10月決算	旧制度(積立限度額100%)		新制度(積立限度額60%)																
11月決算		旧制度(積立限度額100%)	新制度(積立限度額60%)																
12月決算		旧制度(積立限度額100%)	新制度(積立限度額60%)																

令和2年4月1日

【具体例①(3月決算法人の場合)】

令和元年4月1日～令和2年3月31日の事業年度 → 積立限度額 100% (旧制度)

令和2年4月1日～令和3年3月31日の事業年度 → 積立限度額 60% (新制度)

【具体例②(9月決算法人の場合)】

令和元年10月1日～令和2年9月30日の事業年度 → 積立限度額 100% (旧制度)

令和2年10月1日～令和3年9月30日の事業年度 → 積立限度額 60% (新制度)

② 【記載例1】 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(五) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	02 : 04 : 01 03 : 03 : 31	法人名	株式会社 ○○
----------------------	------------------------------	-----	---------

特定廃棄物最終処分場の所在地	1	東京都○○区 ××1-2-3	翌期首特定災害防止準備金の金額	7	10,000,000
特定廃棄物最終処分場の名称	2	○○産業廃棄物 処分場	当期維持管理積立金の取戻しをした 場合の益金算入額	8	0
			同上以外の場合による益金算入額	9	0
			計 (8) + (9)	10	0
当期準備金積立額	3	2,000,000	当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)	11	1,200,000
積立限度額 の計算	4	2,000,000	期末特定災害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	11,200,000
			貸借対照表に計上されている特定 災害防止準備金	13	12,000,000
積立限度額 の計算	5	1,200,000	差引 (13) - (12)	14	800,000
			貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15	0
積立限度超過額 (3) - (5)	6	800,000	当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)	16	800,000
			前期末における差額 (前期の(14))	17	0

< 記載例 >

- 都道府県からの「維持管理積立金額」の通知額 2,000,000 円
- 期首「特定災害防止準備金」の金額 10,000,000 円
- 当期「特定災害防止準備金」積立額 2,000,000 円
- 期末「特定災害防止準備金」の金額 12,000,000 円

※. なお、損金経理の方法により「特定災害防止準備金」として貸借対照表の資産の部に計上がない場合には、上記 13 欄の金額は「0 円」となります。

③ 【記載例2】適用額明細書

平成22年度税制改正において、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租税透明化法）」が制定され、これにより法人が法人税関係の租税特別措置を適用する場合には、法人税の申告書のほかに「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

<p>様式第一 <記載例> F B 4 0 1 1</p>		
<p>令和 3 年 5 月 20 日 税務署長殿 自 平成 0 2 年 0 4 月 0 1 日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分) 至 平成 0 3 年 0 3 月 3 1 日</p>		
<p>納税地 東京都〇〇区××1-2-3 電話() -</p>	<p>整理番号 <input type="text" value="△"/><input type="text" value="△"/></p>	
<p>(フリガナ) カブシキガイシャ 〇〇</p>	<p>提出枚数 <input type="text" value="1"/> 枚 うち <input type="text" value="1"/> 枚目</p>	
<p>法人名 株式会社 〇〇</p>	<p>事業種目 廃棄物処理業 業種番号 <input type="text" value="7"/><input type="text" value="5"/></p>	
<p>法人番号 <input type="text" value="△"/><input type="text" value="△"/></p>	<p>提出年月日 令和 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/> 日</p>	
<p>期末現在の資本金の額又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="△"/><input type="text" value="△"/></p>	<p>※税務署処理欄 別表十二(五) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書 『当期準備金積立額のうち損金算入額(11の欄)』の金額</p>	
<p>所得金額又は欠損金額 十億 百万 千 円 <input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="△"/><input type="text" value="△"/></p>		
<p>租税特別措置法の条項</p>	<p>区分番号</p>	<p>適用額 十億 百万 千 円</p>
<p>第 56 条 第 1 項 第 号</p>	<p><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="4"/></p>	<p><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="1"/><input type="text" value="2"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p>
<p>組織再編成に伴う損金算入の適用を受ける場合(単体法人)には『第56条第7項』と記入して下さい。</p>		

④ その他

平成28年度の税制改正により「特定災害防止準備金」の積立額のうち『先行積立てに係る積立額』については、本特例措置の対象外となっております。

本特例措置は、期限付きの制度であり利用状況等により令和4年4月1日以降は、内容が変更となる可能性があります。

2. 取り崩し（取り戻し）

① 益金算入

特定災害防止準備金を積み立てている法人が、維持管理積立金の積み立てをしている特定廃棄物最終処分場について維持管理を行う場合において、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。（措置法56条②）

なお、特定災害防止準備金を積み立てている法人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、それぞれ定める金額をその該当することとなった日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。（措置法56条③～⑤）

- (1) 特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合
その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (2) 特定廃棄物最終処分場に係る許可が取り消された場合
その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (3) 特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合
その取戻しをした日におけるその特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうち、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
- (4) 合併により合併法人に特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (5) その他の理由により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (6) 法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。）
その解散の日における特定災害防止準備金の金額
- (7) 特定災害防止準備金を積み立てている法人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合
その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における特定災害防止準備金の金額
- (8) 特定災害防止準備金を積み立てている法人が、その事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、その事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、その事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき
その事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額
- (9) 上記以外の理由で、特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうち、その取り崩した金額に相当する金額

Ⅲ. 個人（個人事業者）

1. 積み立て

① 必要経費算入

青色申告書を提出する個人のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けたものが、平成10年6月17日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む各年において、「特定廃棄物最終処分場」の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、その特定廃棄物最終処分場ごとに、その事業年度において「独立行政法人環境再生保全機構」に維持管理積立金として積み立てた金額のうち、同機構が通知する額の60/100に相当する金額以下の金額について、「特定災害防止準備金」として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。（措置法20条①）

② 特例措置の適用を受けられない個人

下記のいずれかに該当する場合には、特例措置の適用を受けられないので留意する必要があります。

（措置法20条①④⑤）

- (1) この適用を受けようとする確定申告書等に損金算入に関する申告の記載やその計算に関する明細書の添付をしなかった場合
- (2) 白色申告書を提出する法人
- (3) 事業を廃止した日の属する年

③ 手続要件

この規定は、確定申告書に必要経費に算入される金額についての記載があり、かつ、その確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。（措置法20条⑤）

< 補 足 >

税制改正について

令和2年度税制改正により積立限度額が「100%」→「60%」に変更されました。
所得税については令和3年分から適用となります。

2. 取り崩し（取り戻し）

① 総収入金額への算入

特定災害防止準備金を積み立てている個人が、維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について維持管理を行う場合において、その特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日におけるその特定災害防止準備金の金額のうち、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。（措置法20条②）

なお、特定災害防止準備金を積み立てている個人が、次の(1)から(7)に該当することとなった場合には、それぞれ定める金額をその該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

（措置法20条③）

- (1) 特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合
その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (2) 特定廃棄物最終処分場に係る許可が取り消された場合
その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額
- (3) 特定廃棄物最終処分場に係る廃止の確認又は許可の取り消し以外の理由で、特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合
その取戻しをした日における特定災害防止準備金の金額のうち、その取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額
- (4) 特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合
その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

- (5) 事業を廃止した場合
その廃止した日における特定災害防止準備金の金額
- (6) 特定災害防止準備金を積み立てている個人が、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合
その承認の取消しの基因となった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の12月31日）における特定災害防止準備金の金額
- (7) 上記以外の理由で、特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合
その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

② 留意点

税務署に対して申告書を申告期限までに提出しなかったことなどにより、青色申告の承認が取り消された場合には、その後再び承認を受けられる期間までの間、税制上の特例措置の適用ができないだけでなく、従前から積み立てた金額について、一時に課税の対象となりますので、ご留意下さい。

IV. (参考)ウェブサイトリンク

① 環境省

最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン

https://www.env.go.jp/recycle/misc/calc_cr_fds/

② 国税庁

【特定災害防止準備金に関する明細書（法人税）】

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/12\(05\).pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/12(05).pdf)

【適用額明細書（法人税：単体申告用）】

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/tekiyougaku/pdf_h26/204.pdf

【 参考資料 】

<最終処分場に係る維持管理積立金制度について>

I. 最終処分場維持管理積立金制度の趣旨	10
II. 制度の概要	10
III. 対象処分場	10
1. 対象処分場の範囲	10
2. 特定廃棄物最終処分場の範囲拡大	10
IV. 維持管理積立金の算定基準	11
1. 埋立期間に基づいた算定基準【規則第4条の9第1項】	11
2. 埋立容量に基づいた算定基準【規則第4条の9第2項】	12
3. 平成18年4月1日から新たに対象となる者への特例措置【規則附則第3条】	12
4. 特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置【規則附則第4条】	13
5. 先行積立【規則第4条の9第3項】	13
V. 維持管理費用の総額	14
VI. 都道府県への報告、維持管理積立金の通知・積立期限	14
【規則第4条の10及び第4条の11】	
VII. 維持管理積立金の取り戻し（取り崩し）【規則第4条の13】	14

<資料編>

I. 税務手続書類（法人）	15
1. 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書【法人税】	15
2. 適用額明細書【法人税】	16
II. 税制根拠条文【租税特別措置法】	17

<最終処分場に係る維持管理積立金制度について>

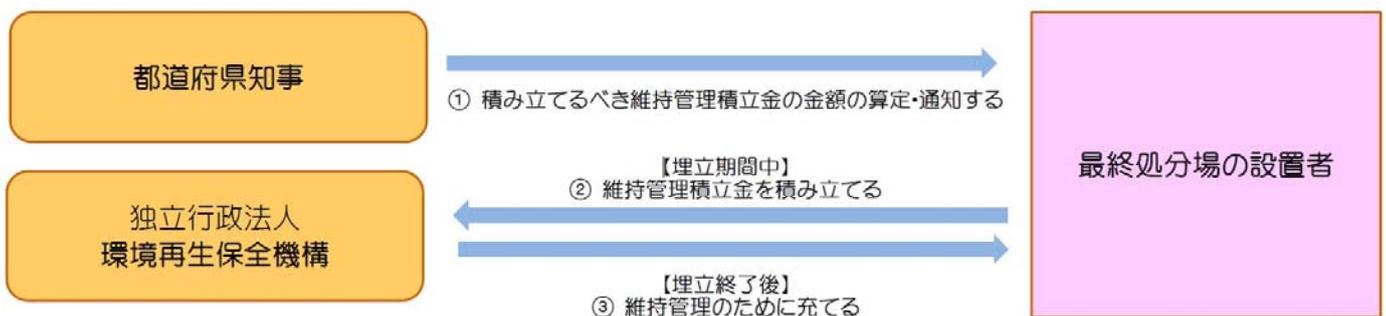
I. 最終処分場維持管理積立金制度の趣旨

廃棄物の最終処分場は、処分場の周辺住民に対する環境についての信頼性を高めるためにも、埋め立てが終了した後も廃棄物による環境汚染が生じないようにするために、浸出液の処理等の維持管理を継続的かつ長期間にわたり行う必要があり、そのためにも処分場設置者が埋立処分期間中だけでなく、埋立処分を受託することによる収入が得られなくなる埋立処分終了後の維持管理費用の発生について、あらかじめ埋立処分の期間中に、独立行政法人環境再生保全機構に対して、当該費用を積み立てなければならないこととされた制度です。

II. 制度の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項又は第15条第1項の規定に基づき、最終処分場の設置者が、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要なため、これに要する費用を積立金（維持管理積立金）として、埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておく制度です。

その設置者は、当該最終処分場の埋立処分が終了した時に、維持管理積立金を取り戻すことができ、設置者が積立金を全額取り戻すまでの間、独立行政法人環境再生保全機構によりその積立金が管理されます。



III. 対象処分場

1. 対象処分場の範囲

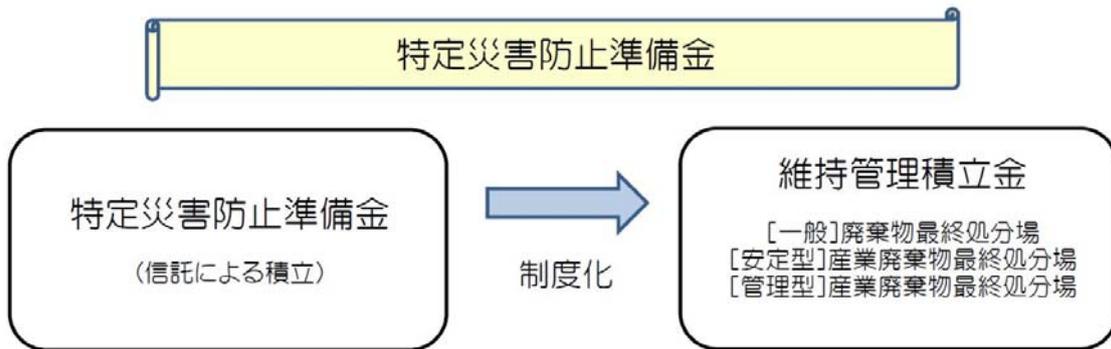
- ① 特定一般廃棄物最終処分場
法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置するもの（法施行規則第4条の8）
- ② 特定産業廃棄物最終処分場
法第15条第1項の許可を受けた安定型又は管理型の産業廃棄物最終処分場であって、国又は地方公共団体以外が設置するもの（法施行規則第12条の7の6）

2. 特定廃棄物最終処分場の範囲拡大

- ① 平成3年度税制改正
特定災害防止準備金制度の創設に伴い、信託財産として「特定災害防止準備金」として積み立てた金額について、一定の要件をもとに、損金の額又は必要経費に算入する税制措置が施行される
- ② 平成17年4月1日施行
平成17年4月1日以降に埋立を開始する「安定型産業廃棄物最終処分場」

③ 平成 18 年 4 月 1 日施行

平成 10 年 6 月 17 日以前に埋立処分を開始した「一般廃棄物最終処分場」及び「管理型産業廃棄物最終処分場」
平成 17 年 4 月 1 日以前に埋立処分を開始した「安定型産業廃棄物最終処分場」



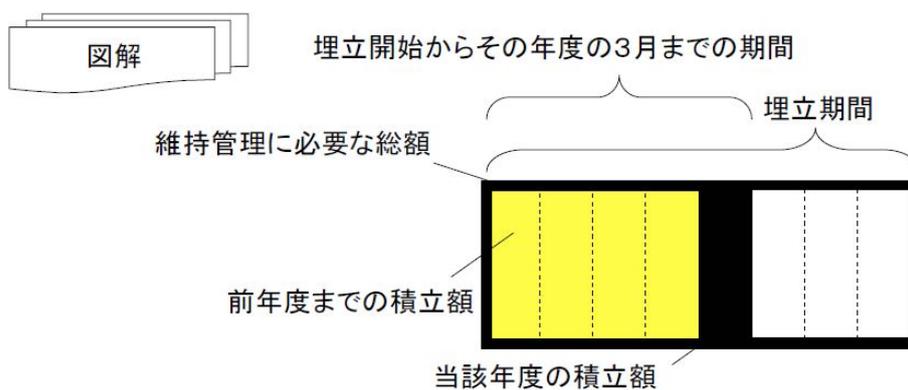
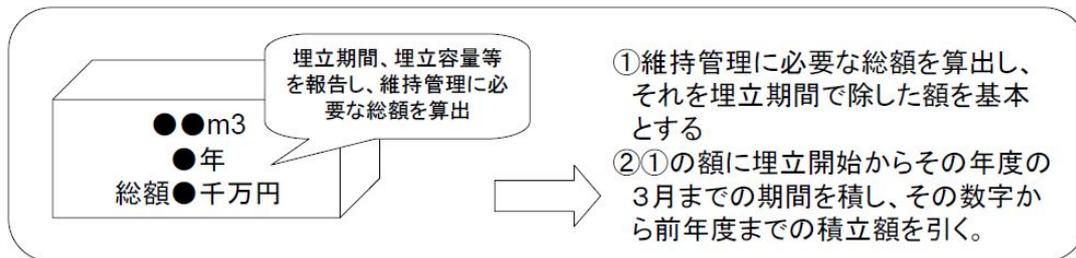
IV. 維持管理積立金の算定基準

維持管理積立金の算定基準については、埋立期間及び埋立数量等を基準にした下記の算定基準があります。

また、最終処分場設置者の当該年度の収益状況をかんがみ、維持管理に必要とする費用を先行して積み立てることも可能としています。

(以下、環境省「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」参考資料より引用)

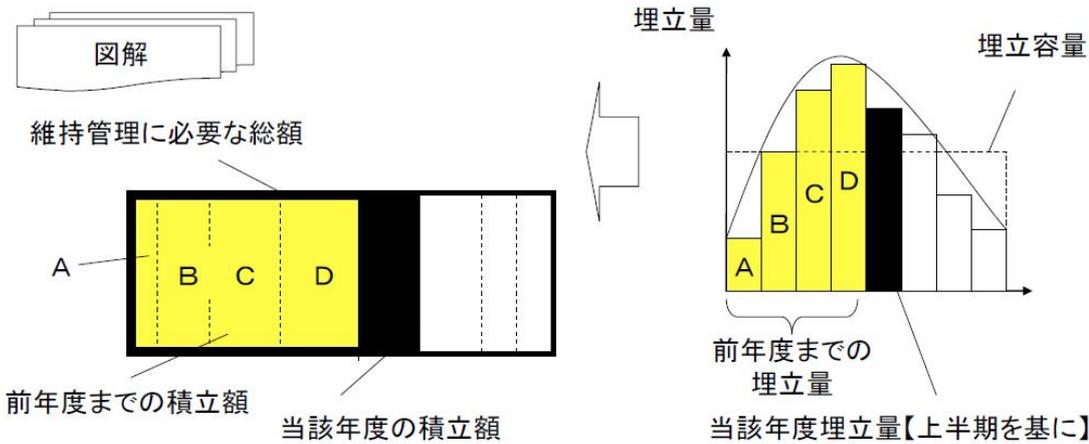
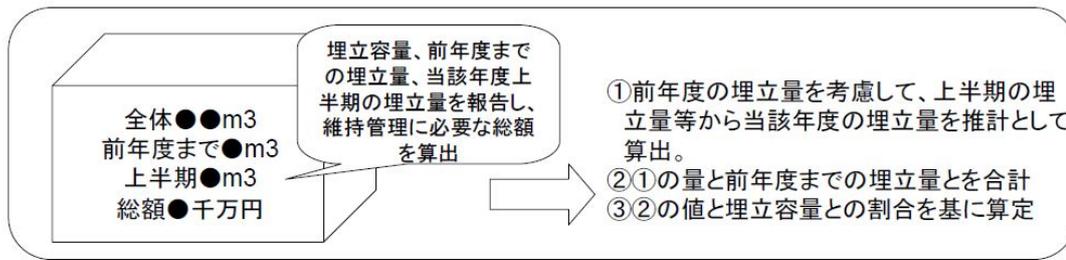
1. 埋立期間に基づいた算定基準【規則第4条の9第1項】



1. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度の3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

2. 埋立容量に基づいた算定基準【規則第4条の9第2項】

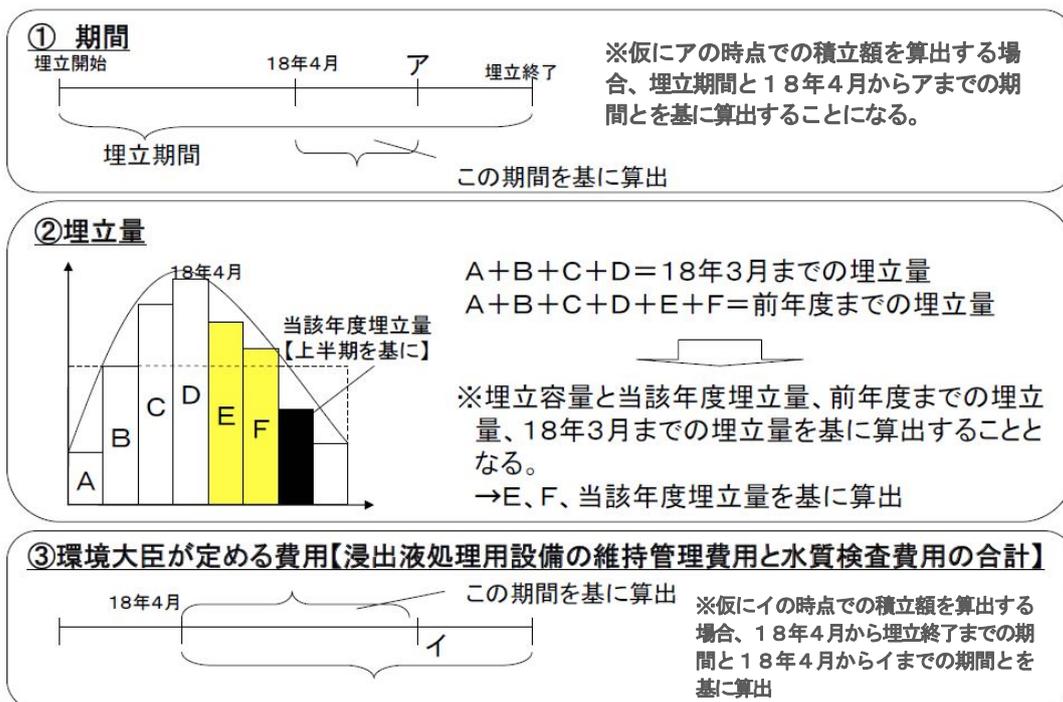


2. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \alpha}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

3. 平成18年4月1日から新たに対象となる者への特例措置【規則附則第3条】

以下の①若しくは②と③を比較し、大きい額のもの積立額となる。



3. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

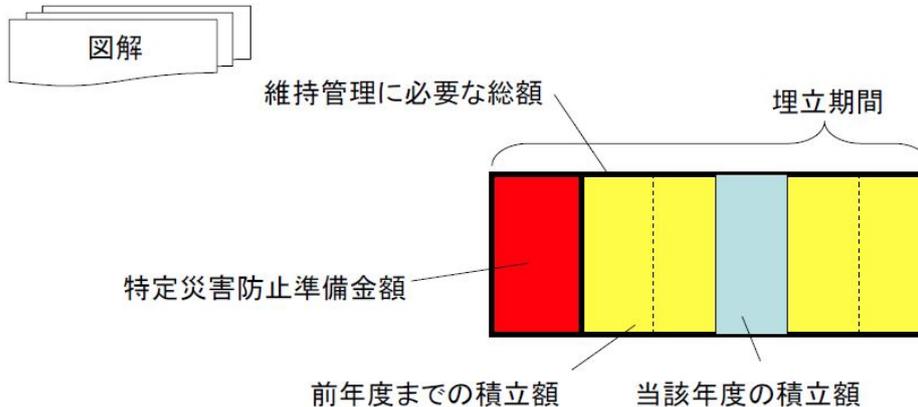
$$\text{①} = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度3月までの月数} - \text{埋立開始から平成18年3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$\text{②} = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \alpha - \text{18年3月までの埋立数量}}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$\text{③} = \text{環境大臣が定める額} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度3月までの月数} - \text{埋立開始から18年3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立終了予定年月までの月数} - \text{埋立開始から18年3月までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

4. 特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置【規則附則第4条】

特定災害防止準備金を積んでいる場合は、維持管理に必要な総額を、当該準備金の額をかんがみ、算出することとする。算定基準は上記1～4に同じ。【経過措置】



4. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

4. による維持管理積立金は、特定災害防止準備金として積み立てた額を総維持管理費用（環境大臣が定める額）から差し引いたものとなる。

5. 先行積立【規則第4条の9第3項】

上記1～4にある算定基準に基づいて算定された当該年度の積立額に、企業の収益状況にかんがみ、増額して維持管理積立金として積み立てることが可能。

（注）先行積立による積立額については、平成28年4月1日より損金算入又は必要経費算入の税務上の特例措置の対象外となっております。

V 維持管理費用の総額

維持管理費用の総額 = 埋立終了時費用 + 埋立終了後から廃止までの期間中の費用 + 廃止時費用

ただし、埋立終了後から廃止までの期間中の費用については、下記の①又は②となります。

- ① 維持管理費用の総額 = (単年あたりに要する費用) × (埋立終了後から廃止までの年数)
- ② 維持管理費用の総額 = (各年に要する費用)

VI 都道府県への報告、維持管理積立金の通知・積立期限【規則第4条の10及び第4条の11】

毎年下記のスケジュールで、維持管理積立金が通知され、積み立てすることになります。

10月31日 最終処分場設置者から都道府県への報告期限
【報告事項】当該年度上半期及び前年度の埋立処分量、維持管理に必要な費用の額、算定基礎等

12月31日 都道府県から最終処分場設置者への維持管理積立金額の通知期限

2月28日 最終処分場設置者が独立行政法人環境再生保全機構へ維持管理積立金を積み立てる期限。

VII 維持管理積立金の取り戻し（取り崩し）【規則第4条の13】

維持管理積立金の取戻しができるのは、次の場合となります。

- 埋立処分の終了後に維持管理を行う場合
- 都道府県知事の廃止の確認を受けた場合
- 算定基準に定める算定式により算定した数値がマイナスとなった場合
- 特定廃棄物最終処分場の許可が取り消された場合において、当該最終処分場について維持管理を行うとき

<資料編>

I. 税務手続書類（法人）

1. 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書【法人税】

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	:	:	法人名					
						() 円				
特定廃棄物最終処分場の所在地	1					翌	期首特定災害防止準備金の金額	7		
							当期	維持管理積立金の取戻しをした 場合の益金算入額	8	
特定廃棄物最終処分場の名称	2					繰	益金	同上以外の場合による益金算入額	9	
							算	計	(8) + (9)	10
当期準備金積立額	3					の	当期準備金積立額のうち損金算入額	(3) - (6)	11	
							算	期末特定災害防止準備金の金額	(7) - (10) + (11)	12
積立限度額の計算	4	当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額				貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金		13	
							差引	(13) - (12)	14	
積立限度超過額	5	$(4) \times \frac{100 \text{又は} 60}{100}$				当期	貸借対照表の取崩不足額	(10) - (3) - ((13) - 前期の(13))	15	
							分	当期に生じた差額の合計額	(6) + (15)	16
積立限度超過額	6	(3) - (5)				前	前期末における差額	(前期の(14))	17	
						期				

別表十二(五) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

II. 税制根拠条文【租税特別措置法】

① 租税特別措置法20条（所得税）

（特定災害防止準備金）

第二十条

青色申告書を提出する個人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から令和四年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この項から第三項までにおいて「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につきその年において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（その年において同法第九条の五第三項（同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額の百分の六十に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する維持管理を行う場合において、同項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までにこの項又は次項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合 その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合 その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合（前二号に該当する場合を除く。） その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合及び当該個人の死亡により当該個人の相続人が事業を承継した場合を除く。） その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

五 事業を廃止した場合 その廃止した日における特定災害防止準備金の金額

六 前項、前各号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基となった事実のあつた日又はその届出書の提出

をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）における特定災害防止準備金の金額は、その日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、その被相続人（包括受遺者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、当該相続人に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特定災害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年度の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

② 租税特別措置法56条（法人税）

（特定災害防止準備金）

第五十六条

青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けたものが、平成十年六月十七日から令和四年三月三十一日までの期間（第七項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、同法第八条の五第一項に規定する特定一般廃棄物最終処分場又は同法第十五条の二の四において準用する同項に規定する特定産業廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該事業年度において同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額（当該事業年度において同法第九条の五第三項又は第九条の六第一項（これらの規定を同法第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継があつたときは、当該地位の承継（適格合併、適格分割又は適格現物出資によるものを除く。）につき同法第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により積み立てたものとみなされた金額を含む。）のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額の百分の六十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する維持管理を行う場合において、同法第八条の五第六項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「連結特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該連結特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は

第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。)のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。)に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度(第四号イに掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項(同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。)の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合 その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合 その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項(同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。)の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合(前二号に該当する場合を除く。) その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項(同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。)の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合(次号に該当する場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併により合併法人に特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合 その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

五 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における特定災害防止準備金の金額

六 前項、前各号、次項及び第五項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基となった事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における特定災害防止準備金の金額は、その日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前二項、第九項、第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

5 第一項の特定災害防止準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。)を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき(青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。)は、当該事業年度終了の日における特定災害防止準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第九項、第十項及び第十二項の規定は、適用しない。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7 青色申告書を提出する法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた

ものが、指定期間内の日を含む各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分割又は適格現物出資により特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に同法第八条の五第一項及び第二項（これらの規定を同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）に規定する通知する額の百分の六十に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

8 前項の規定は、同項に規定する法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

9 前条第十一項及び第十二項の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格合併により合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した場合（第六十八条の四十六第八項に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、前条第十二項「第六十八条の四十三第十項」とあるのは、「第六十八条の四十六第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」とする。

10 第一項又は第七項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合（同条第九項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

11 前条十六項の規定は、前項又は第六十八条の四十六第九項の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

12 第一項又は第七項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合（同条第十項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

13 前条第二十項の規定は、前項又は第六十八条の四十六第十項の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないときについて準用する。

14 第六項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

③ 税特別措置法68条の46（連結納税）

（特定災害防止準備金）

第六十八條の四十六

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十六条第一項に規定する許可を受けたものが、平成十四年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間（第六項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において、同条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（以下この条において「特定廃棄物最終処分場」という。）の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場（合併（適格合併を除く。）により合併法人に移転する特定廃棄物最終処分場を除く。）につき当該連結事業年度において同項に規定する維持管理積立金として積み立てた金額のうち同項に規定する通知する額の百分の六十に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が維持管理積立金の積立てをしている特定廃棄物最終処分場について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する維持管理を行う場合において、同法第八条の五第六項の規定により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額（その日において当該特定廃棄物最終処分場に係る第五十六条第一項の特定災害防止準備金の金額（以下この項において「単体特定災害防止準備金の金額」という。）がある場合には当該単体特定災害防止準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を移転する場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第四号イに掲げる場合にあっては、同号イに規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合 その確認を受けた日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定により特定廃棄物最終処分場に係る同法第八条第一項又は第十五条第一項の許可が取り消された場合 その取り消された日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

三 前項の取戻しをした場合以外の場合において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第六項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の全部又は一部の取戻しをした場合（前二号に該当する場合を除く。） その取戻しをした日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額のうちその取戻しをした維持管理積立金の額に相当する金額

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の五第七項（同法第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定により特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合（次号に該当する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第八項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転したことにより当該特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を有しないこととなった場合 その合併の直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなった日における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額

五 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。） その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特定災害防止準備金の金額

六 前項及び前各号の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

5 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項に規定する許可を受けたものが、指定期間内の日を含む各連結事業年度において、適格分割又は適格現物出資により特定廃棄物最終処分場を分割承継法人又は被現物出資法人に移転する場合において、当該特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるため、当該特定廃棄物最終処分場ごとに、当該特定廃棄物最終処分場につき当該連結事業年度開始の時から当該適格分割又は適格現物出資の直前の時までの間に第五十六条第七項に規定する維持管理積立金として積み立てた金額のうち同項に規定する通知する額の百分の六十に相当する金額以下の金額を当該直前の時に特定災害防止準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

7 前項の規定は、同項の連結親法人が適格分割又は適格現物出資の日以後二月以内に同項の特定災害防止準備金の金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

8 第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に特定廃棄物最終処分場を移転した場合について準用する。

9 第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割により分割承継法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格分割直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引き継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

10 第一項又は第六項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格現物出資により被現物出資法人に当該特定災害防止準備金に係る特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた特定災害防止準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第一項の特定災害防止準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の特定災害防止準備金の金額）とみなす。

11 第一項から第三項まで及び第六項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

